

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 21 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 8 年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を
支出することについての特例について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費（措置費）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和 8 年熊本地震による災害について、その被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしくお願いします。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

改正後全文

雇児発第 0312001 号
社援発第 0312001 号
老 発第 0312001 号
平成 16 年 3 月 12 日

一 部 改 正
平成 16 年 5 月 14 日

一 部 改 正
平成 17 年 1 月 28 日

一 部 改 正
平成 19 年 3 月 30 日

一 部 改 正
平成 21 年 6 月 1 日

一 部 改 正
平成 24 年 3 月 28 日

一 部 改 正
平成 29 年 3 月 29 日

一 部 改 正
こ 支 総 第 66 号
社援発第 0331 第 66 号
老 発第 0331 第 18 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について

社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成 16 年

3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人(以下「法人」という。)の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度(平成16年度分)運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

1 運営費の弾力運用が認められる要件について

本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。

ただし、(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。

- (1)「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。
- (2)「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知)など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。
特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。
- (3)「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。
- (4)利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。
 - ①「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。
 - ②「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

2 対象施設について（別表 2）

本通知の対象となる施設は、別表 2 の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動にかかる経費（授産事業活動に要する設備の償却を含む。）を除いた部分について本通知を適用するものとする。

3 運営費等の使途範囲について

（1）人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。

（2）運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。

なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

① 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金

② 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金

（3）運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等（別表 3）の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。

（4）サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（以下、「社会福祉法」という。）第 2 条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。

4 前期末支払資金残高の取扱いについて

前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の

人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。

- (1) 法人本部の運営に要する経費
- (2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費
- (3) 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

5 運営費の管理・運用について

- (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。
- (2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付けは一切認められないこと。

6 法人の事業経営に係る指導監督について

法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指導を行うこと。

また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行うこと。

- (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われないこと。

特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

- (2) 経理の審査は各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)にとどまることなく、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についても審査を行われないこと。

また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不適当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。

- (3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

- ① 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。
 - ② 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。
ただし、遡及適用は行わないこと。
 - ③ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。
- (4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

(別表1)

- 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について
(平成12年10月25日社援第2395号)
- 2 障害者支援施設等に係る指導監査について
(平成19年4月26日障発第0426003号)
- 3 老人福祉施設に係る指導監査について
(平成12年5月12日老発第481号)
- 4 児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号)
- 5 女性自立支援施設指導監査の実施について
(令和7年3月31日社援発0331第58号)

(別表2)

- 1 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護施設
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)による身体障害者社会参加支援施設(視聴覚障害者情報提供施設に限る。)
- 3 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)による老人福祉施設(養護老人ホームに限る。)
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)による女性自立支援施設
- 5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)、児童自立生活援助事業を行うための施設及び小規模住居型児童養育事業を行うための施設(以下「ファミリーホーム」という。)

(別表3)

- 1 生活保護関係施設

救護施設

更生施設

授産施設

宿所提供施設

2 老人福祉関係施設

老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設

老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設

次の事業を行うための施設

- ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日 老発第 655 号)

3 介護保険関係施設

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 45 に規定する地域支援事業を行うための施設

4 障害者関係施設

障害者支援施設

身体障害者社会参加支援施設

次の事業を行うための施設

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同条第 18 項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業
- ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号)

5 女性自立支援施設

6 児童福祉関係施設

助産施設

乳児院

母子生活支援施設

保育所

児童館

児童養護施設

障害児入所施設

児童心理治療施設

児童自立支援施設

児童家庭支援センター

里親支援センター

児童自立生活援助事業を行うための施設

ファミリーホーム

次の事業を行うための施設

- ・ 児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する障害児通所支援事業及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業

- ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業及び同条第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業

7 社会福祉関係施設
授産施設

改正後全文

雇児発第 0312001 号
社援発第 0312001 号
老 発第 0312001 号
平成 16 年 3 月 12 日

一 部 改 正
平成 16 年 5 月 14 日

一 部 改 正
平成 17 年 1 月 28 日

一 部 改 正
平成 17 年 4 月 20 日

一 部 改 正
平成 19 年 3 月 30 日

一 部 改 正
平成 21 年 6 月 1 日

一 部 改 正
平成 24 年 3 月 28 日

一 部 改 正
平成 29 年 3 月 29 日

一 部 改 正
こ 支 家 第 161 号
こ 支 障 第 68 号
社援基発 0331 第 2 号
障 障 発 0331 第 1 号
老 高 発 0331 第 1 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局計画課長

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について

標記については、平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務进行处理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 40 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

(問 1) 局長通知の 1 の (1) にいう「適正な法人運営が確保」及び 1 の (2) にいう「適正な施設運営が確保」されているとは、どういうことを言うのか。

(答)

- 1 「適正な法人運営の確保」とは主に次のようなことを言う。
 - (1) 役員・評議員の選任及びその配置、理事会・評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。
 - (2) 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。
 - (3) 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。
- 2 「適正な施設運営の確保」とは主に次のようなことを言う。
 - (1) 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。
 - (2) 必要な規定の整備や配置基準に基づく職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。
 - (3) 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。

(問 2) 局長通知の 1 の (3) にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、具体的にどのように行うのか。

(答)

- 1 財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開に当たっては、事業経営の透明性確保のため、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌により公開する外、各都道府県のホームページの活用などにより公開すること。
なお、独立行政法人福祉医療機構に設置する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において公開している場合は、これをもって当該要件を満たすこととする。

(問 3) 局長通知の 1 の (4) の①の「入所者等に対して苦情解決の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

(答)

- 1 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受付けていること。

- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問4) 局長通知の1の(4)の②の第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

(答)

- 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。
- このため、原則として局長通知の1の(4)の②の通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。
- 2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問5) 局長通知の1に「(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。

(答)

局長通知の1の要件を全て満たす法人については、適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。

しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。

なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。

1 運営費等の使途範囲について

- (1) 運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。））の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。

注1：措置費（運営費）等補助対象施設

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設

- ・ 授産施設
- ・ 宿所提供施設
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 障害児入所施設
- ・ 助産施設
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 里親支援センター
- ・ 保育所
- ・ 児童自立生活援助事業を行うための施設
- ・ ファミリーホーム
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 障害者支援施設
- ・ 身体障害者社会参加支援施設
- ・ 視聴覚障害者情報提供施設
- ・ 社会事業授産施設

注 2：在宅福祉事業を行うための施設

- ・ 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設
- ・ 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号）
- ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号）
- ・ 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 115 条の 45 に規定する地域支援事業
- ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業及び同条第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業
- ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号）
- ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。）
- ・ 「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第

0801002 号)

(2) 各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」。以下同じ。)において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。

(3) ① 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成(注)の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。

なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その用途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。

この場合の経理処理は、支出の目的に応じて、各施設経理区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。

ア 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金

イ 修繕積立金

建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金

ウ 備品等購入積立金

業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金

注：使用計画の作成について

- ・ 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。
- ・ 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。
- ・ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。

- ② 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。

2 前期末支払資金残高の取扱いについて

前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないものとする。

なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。

(問6) 局長通知の3の(2)の各積立金の使用計画とはどのようなものか。

また、「止むを得ない場合については使用して差し支えない」目的以外の使用とはどのような場合か。

(答)

- 1 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、使途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。

- (1) 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。
- (2) 施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。

なお、土地取得に要する費用を取崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

- 2 目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外の社会福祉施設等(局長通知別表3)の新築又は増改築に係る経費(土地取得費を含む。)に充当する等法人の経営上止むを得ない場合に限られるものであること。

(問7) 局長通知の3の(3)にいう「社会福祉施設等(別表3)の整備等に係る経費」とは、具体的に何か。

(答)

- 1 対象となる社会福祉施設等は局長通知別表 3 及び施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅である。
- 2 対象となる経費は、独立行政法人福祉医療機構の設置・整備資金の範囲（建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金）とする。

(問 8) 民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入を社会福祉施設等（局長通知別表 3）の整備等に係る資金の借入の償還計画に予定することは認められるか。

(答)

既存法人が新築又は増改築等のために、社会福祉施設等の整備に係る資金の借入をする場合、償還計画に民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入の充当を予定することは差し支えない。

また、当該弾力運用は、適正な法人運営が前提条件となっているので、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して、妥当な償還額を計上するよう留意する必要がある。

他方、新設法人については、一定期間（2 年間程度）資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。

なお、局長通知の 1 の（4）の要件を満たしていない法人については、本通知の問 5 により取扱うこととなるため、留意すること。

(問 9) 運用収入の独立行政法人福祉医療機構等に対する償還金及びその利息への充当並びに他のサービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。）への繰入は、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいのか。

(答)

運用収入は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にした上で局長通知の 3 の（4）により、必要な額を充当又は繰入れて差し支えない。

この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し各サービス区分へ戻すこととなる。

なお、局長通知の 1 の（4）の要件を満たしていない法人については、本通知の問 5 により取扱うこととなるため、留意すること。

(問10) 局長通知の 4 にいう「前期末支払資金残高」を取崩し、当初予算に計上して支出することは可能か。

(答)

決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上局長通知４の（１）から（３）の経費に充当して差し支えない。

なお、前期末支払資金残高の取崩しに当たって、局長通知の１の（４）の要件を満たさない法人にあっては、本通知の問５により取扱うこととなるため、留意すること。

（問11）局長通知の３の（４）及び４の（１）にいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

（答）

- 1 運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。

なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。

- 2 また、役員報酬については、対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。

（問12）局長通知の５の（１）にいう運営費の管理、運用として「安全確実かつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。

（答）

安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。

（問13）局長通知の５の（２）にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。

（答）具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他のサービス区分において補助金収入（措置費を含む。）の遅れ等により、資金不足を生じた場合
- 2 当該法人内のサービス区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
- 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合

なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

（問14）局長通知の６の「法人の事業経営に係る指導監督について」の（２）において、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についての審

査はどのように行うのか。

(答)

各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定められている別紙 3 (④)「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、別紙 3 (⑤)「事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書」、別紙 3 (⑬)「サービス区分間繰入金明細書」及び別紙 3 (⑭)「サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書」についても併せて審査を行い、繰入れ及び貸付けの目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の使途等が適切な内容かどうかについて確認すること。